

第3号

香川県過疎地域における県税の特別措置条例議案

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。以下「省令」という。）第1条第1号イに規定する過疎地域の区域又は同号イに規定する特定市町村の区域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域内（以下単に「産業振興促進区域内」という。）において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備の取得等（省令第1条第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。）をした者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において省令第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等をした者（以下「特別償却設備設置者」という。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得 \times $\frac{\text{当該取得等をした当該特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}}$ （主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、

当該固定資産の価額のうち製造業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

本県において個人又は前号に規定する法人以外の法人に課する事業税の課税標準となるべき当該年又は当該事業年度に係る所得 $\times \frac{\text{当該取得等をした当該特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$

2 鉄道事業又は軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）と鉄軌道事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第1項第1号の固定資産の価額、同項第2号の従業者の数及び前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 特別償却設備設置者に係る特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。

（畜産業等を行う個人に対する課税免除）

第3条 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人であつて、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものに課する事業税については、公示日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税で最初に課する年度以後5箇年度に係るものの課税を免除する。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(申請書の提出期限の特例)

2 第4条に規定する申請書の提出期限が、この条例の施行の日と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日から1月を経過する日までに到来する場合にあっては、第4条の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

(この条例の失効)

3 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(旧香川県過疎地域における県税の特別措置条例の失効に伴う経過措置)

4 適用日前に旧香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号。以下「旧条例」という。）第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、適用日以後同項の規定がなおその効力を有するものとした場合において同項の規定の適用を受けることができる年度に限り、同項に規定する特別償却設備設置者に課する事業税を第2条第1項に規定する特別償却設備設置者に課する事業税とみなして、同項から同条第3項まで及び第4条並びに附則第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「この条例の施行の日と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

5 適用日前に旧条例第2条第4項に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者については、同項に規定する不動産取得税を第2条第4項に規定する不動産取得税とみなして、同項及び第4条並びに附則第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「この条例の施行の日と法第8条第3項に規定する産業振興促進事項を記載した市町村計画が定められた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

第4号

香川県税条例の一部を改正する条例議案

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収金の納付又は納入) 第10条 略</p> <p><u>2 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定納付受託者に委託して納付し、又は納入することができる。</u></p> <p>(免税軽油の引取り) 第81条 略</p> <p>2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、その免税証に<u>氏名又は名称を記載しなければならない。</u></p>	<p>(徴収金の納付先又は納入先) 第10条 納税者又は特別徴収義務者は、その納付し、又は納入すべき徴収金を指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）又は地方税共同機構に払い込まなければならない。ただし、県が課する固定資産税以外の税目に係る徴収金にあっては県税事務所の税務出納員（県税に関する収入事務を取り扱わせるため、規則で定めるところにより設置する出納員をいう。以下この条において同じ。）に、県が課する固定資産税に係る徴収金にあっては総務部税務課の税務出納員に納付し、又は納入することを妨げない。</p> <p>(免税軽油の引取り) 第81条 免税軽油使用者は、法第144条の21第1項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者がその販売業者の事務所又は事業所以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。</p> <p>2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、その免税証に<u>記名捺印しなければならない。</u></p>

附 則

この条例中第81条の改正規定は公布の日から、第10条の改正規定は令和4年1月4日から施行する。

香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例議案

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例(平成5年香川県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>令和5年3月31日</u>までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(特別償却設備設置者に対する課税免除)</p> <p>第2条 離島振興法第2条第2項の規定による公示の日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下「公示の日」という。)から<u>3年3月31日</u>までの間に、省令第2条第1号イに規定する設備(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(申請書の提出)</p> <p>第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、法第72条の25、第72条の28、第72条の55(法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>

(香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例(平成27年香川県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。次条において「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事業税の課税免除)</p> <p>第2条 法第5条第18項(法第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により法第5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。次条において「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者(同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第7項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあっては2人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

(香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例の一部改正)

第3条 香川県地域経済牽引事業の促進区域における県税の特別措置条例(平成30年香川県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意の日から令和5年3月31日までに、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。</p> <p>附 則</p> <p>(申請書の提出期限に関する経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p>(不動産取得税の課税免除)</p> <p>第2条 法第4条第2項第1号に規定する促進区域内において、法第6条に規定する同意基本計画に係る法第4条第6項の規定による同意(令和3年3月31日までに行われたものに限る。)の日から起算して5年以内に、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した承認地域経済牽引事業者の当該対象施設の用に供する家屋(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(当該承認地域経済牽引事業に関する計画に係る法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、課税を免除する。</p> <p>附 則</p> <p>(申請書の提出期限に関する経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 <u>この条例は、令和8年3月30日限り、その効力を失う。</u></p> <p>(失効に伴う経過措置)</p> <p>4 <u>この条例の失効前に対象施設を設置した承認地域経済牽引事業者の第2条に規定する当該対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、この条例の失効後も、なお従前の例による。</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（以下「新離島条例」という。）第2条第1項の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 適用日以後に新離島条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新離島条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「法第72条の25、第72条の28、第72条の55（法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）若しくは第745条第1項において準用する法第383条又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第 号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

香川県建築審査会条例等の一部を改正する条例議案

(香川県建築審査会条例の一部改正)

第1条 香川県建築審査会条例(昭和25年香川県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議事録) 第6条 議長は、議事録を作成し、出席委員2人以上の署名を求めなければならない。</p>	<p>(議事録) 第6条 議長は、議事録を作成し、出席委員2人以上の署名捺印を求めなければならない。</p>

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による作成) 第20条 略</p> <p>2 前項の規定により請求書等を電磁的記録で作成する場合には、<u>記名に代えて氏名を明らかにする措置</u>であって任命権者が定めるものをとらなければならない。</p>	<p>(電磁的記録による作成) 第20条 この条例の施行のための教育委員会規則の規定により作成することとされている請求書等(請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。</p> <p>2 前項の規定により<u>請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名</u>については、<u>記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置</u>であって任命権者が定めるものをとらなければならない。</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 前項の規定により<u>請求書等を電磁的記録で作成する場合においては、記名に代えて氏名を明らかにする措置であって任命権者が定めるものをとらなければならない。</u></p>	<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第20条 この条例の施行のための人事委員会規則の規定により作成することとされている請求書等（請求書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、当該請求書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして任命権者が定めるものをいう。以下同じ。）の作成をもって、当該請求書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請求書等とみなす。</p> <p>2 前項の規定により<u>請求書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名を明らかにする措置であって任命権者が定めるものをとらなければならない。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案

香川県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準) 第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの<u>（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準) 第2条 信号機に関する基準は、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第8号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年香川県条例第27号）第2条の規定により、次の工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

記

- 1 件名 小豆地域特別支援学校建築工事
- 2 工事場所 小豆郡小豆島町
- 3 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 4 請負金額 734,800,000 円
- 5 工事請負人 高松市天神前9番5号
株式会社合田工務店
代表取締役 森田 紘一

第9号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年5月8日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,585,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,302,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 61,861,032	千円 3,545,362	千円 65,406,394
	1 国庫負担金	23,304,118	40,362	23,344,480
	2 国庫補助金	36,970,747	3,505,000	40,475,747
12 繰入金		18,980,293	40,362	19,020,655
	2 基金繰入金	15,529,857	40,362	15,570,219
歳入合計		482,716,524	3,585,724	486,302,248

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 69,562,849	千円 80,724	千円 69,643,573
	1 社 会 福 祉 費	53,143,654	80,080	53,223,734
	3 生 活 保 護 費	2,297,573	644	2,298,217
7 商 工 費		57,170,174	3,505,000	60,675,174
	1 商 工 業 費	53,415,728	3,505,000	56,920,728
歳 出 合 計		482,716,524	3,585,724	486,302,248

第10号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、令和3年5月28日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,253,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,555,248千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 65,406,394	千円 2,253,000	千円 67,659,394
	2 国庫補助金	40,475,747	2,253,000	42,728,747
歳入合計		486,302,248	2,253,000	488,555,248

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 60,675,174	千円 2,253,000	千円 62,928,174
	1 商工業費	56,920,728	2,253,000	59,173,728
歳出合計		486,302,248	2,253,000	488,555,248